

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ニチバン株式会社		コード	4218
提出日	2026/7/31	異動（予定）日	2026/7/31	
独立役員届出書の提出理由	社外監査役 児玉 安司氏が2026年7月31日をもって監査役を辞任し、補欠監査役の市川 一郎氏が同日をもって監査役に就任されるため。			
☒ 独立役員の資格を満たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	石原 達夫	社外取締役	○													○	有
2	佐藤 彰紘	社外取締役	○													○	有
3	真田 弘美	社外取締役	○													○	有
4	菅原 順子	社外取締役	○													○	有
5	福田 厚	社外監査役	○													○	有
6	市川 一郎	社外監査役	○													○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	石原達夫氏は、法律の専門家としての豊富な経歴を有しており、広範囲かつ高度の専門的知識から、社外取締役として当社の経営を客観的に監督していただき、経営全般に対して有益なご意見やご指摘をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化ができるものと判断しております。当社と同氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
2	該当事項なし	佐藤彰紘氏は、当社社外監査役も務められ、当社に深い知見を有しておられます。あわせて、法律の専門家としてビジネス法務分野や法曹界での豊富な経験、実績、見識を有し、当社取締役会の意思決定において、当社経営陣から独立した客観的な立場から適法性・妥当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断しております。当社と同氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
3	該当事項なし	真田弘美氏は、金沢大学医学部保健学科教授をはじめ、東京大学医学系研究科健康科学・看護学、老年看護学分野で初代教授に就任し、糖尿病や糖尿病足等の予防や早期回復に向けた様々な研究活動を精力的に進められてきました。また、日本看護学会、日本創傷・オストミー・失禁管理学会、看護理工学会、日本看護科学学会の理事長を歴任されました。これまでの豊富な経験を活かし、創傷医療現場のQOLの向上と産学連携促進のための意見、および当社経営陣から独立した客観的な立場にて妥当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断しております。当社と同氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
4	該当事項なし	菅原順子氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、社外取締役として当社の経営を客観的に監督していただき、経営全般に対して有益なご意見やご指摘をいただくことによりコーポレート・ガバナンスを強化ができるものと判断しております。当社と同氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
5	該当事項なし	福田厚氏は、公認会計士登録後、長年にわたり会計監査業務に従事され、監査法人のパートナーを務められました。この企業会計ならびに会計監査に関する豊富な経験、実績、見識を活かして、当社取締役会の意思決定においても、当社経営陣から独立した客観的な立場にて適法性・妥当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断しております。当社と同氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。
6	該当事項なし	市川一郎氏は、公認会計士登録後、長年にわたり会計監査業務に従事され、監査法人のパートナーを務められました。又、企業経営及び複数企業の社外監査役を務められた豊富な経験・実績・見識を活かして、当社取締役会の意思決定においても、当社経営陣から独立した客観的な立場にて適法性・妥当性を確保するための助言・提言をいただくことにより、コーポレート・ガバナンスを強化できるものと判断しております。当社と同氏の間には特別な利害関係は無く、証券取引所が規定する独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考え、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を満たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。